

# 韓国市場向け情報発信及びモデルコース造成事業 企画提案公募実施要領

下記のとおり、「韓国市場向け情報発信及びモデルコース造成事業」（以下、「事業」）に関する請負業務の企画書を募集します。応募される方は、以下の事項に留意のうえ応募してください。

## 1. 事業目的

韓国市場からの訪日インバウンド需要はコロナ禍前と同水準にまで回復している一方で、一部の観光地に外国人観光客が集中している現状があり、認知が低い観光地などのPRが必要となっている。

また、韓国人の旅前の情報収集方法としてNAVERブログが最も多く、SNSはそれに続く構図となっている。訪日旅行者はリピーターが約8割を占めており、定番の観光地だけでなく、新たな魅力を発見し、韓国人目線での情報発信を行うことが重要である。

そこで、山口県、北九州市、大分県の3自治体で連携して旅行分野に強い韓国人インフルエンサーを起用し、情報発信を行うことで観光認知度の向上を図る。併せて、韓国人インフルエンサー等の意見を取り入れながら3自治体を周遊するモデルコースを作成することで、広域周遊の促進につなげる。

## 2. 事業概要

- (1) 事業名 韓国市場向け情報発信及びモデルコース造成事業
- (2) 実施主体 山口県国際観光推進協議会・北九州市・（公社）ツーリズムおおいた（以下、「3自治体」）
- (3) 事業内容 別添仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月20日（木）まで
- (5) 委託上限額 3,000,000円（消費税及び地方消費税含む）
- (6) 成果物
  - ①事業報告書  
紙媒体：A4判冊子 9部  
電子媒体：PDF 1部
  - ②制作物  
本事業の遂行にあたり制作物があれば提出すること。

## 3. 提出書類

- (1) 企画提案書：A4判（タテ・ヨコは任意） 9部
- (2) 見積書（項目ごとに積算）：A4判（タテ・ヨコは任意） 9部
- (3) 上記（1）・（2）のPDFデータ

## 4. 企画提案で求める内容

下記の項目について提案を行うこと。提案にあたっては、具体的根拠や理由を明確にしたうえで、説得性の高い提案書となるよう留意すること。

- (1) 本事業を通して期待される成果およびKPIについて
  - ・ 本事業を通して期待される効果を記載すること。また、数字で示せるものは、数字を用いて示

すこと。

- (2) インフルエンサーの招請・取材について
  - ・ 招請するインフルエンサーの候補及び招請人数を示すこと。
  - ・ 当該候補が運営する NAVER や SNS のフォロワー数や過去の実績等を示すこと。
- (3) モデルコースの提案について
  - ・ レンタカーで3自治体を周遊する3泊4日のモデルコース案を1案以上作成し、提案すること。
- (4) 情報発信について
  - ・ 本事業の目的を達成するため、インフルエンサーによる投稿数、投稿時期は、効果的に PR できる回数等を提案し、情報発信にあたり達成可能な目標 KPI を設定すること
- (5) 自由提案（任意）
  - ・ 事業の目的を達成するために効果的な独自提案があれば、提案すること。
- (6) 会社概要
  - ・ 会社概要、責任者・担当者の役職・氏名および連絡先（電話、メールアドレス等）について記載すること
- (7) 事業体制
  - ・ 本事業への取組体制(人員・経験等)を明確に説明すること。
  - ・ 海外で行われる業務の場合、海外事務所等のネットワークを有している場合は、その概要等を具体的かつ詳細に説明すること。
  - ・ 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、企画提案書に再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲等について記載すること。
- (8) 業務スケジュール
  - ・ 本事業への取組に関する作業工程、作業フローについて、図表等を用いてわかりやすく明示すること。
- (9) 類似事業の受託実績
  - ・ 過去に受託した類似事業の実績や成果を示すこと。
- (10) 見積書
  - ・ 見積書の各項目は税抜価格で記載し、消費税は最後に加算すること。

## 5. 参加要件

企画提案は単独の法人、個人のほか、複数（以下、「共同企業体」という）での提案も認める。共同企業体の場合は代表者を定め、以後の手続きは当該代表者が行うこと。単独の場合は、(5)を除く全ての要件を満たすこととし、共同企業体の場合は(1)から(7)の要件を満たすこと。

- (1) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産の申し立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し、又は更生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
- (2) 営業に関して、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (3) この公示日から審査会実施日までの間において、指名停止の措置を山口県、北九州市、大分県

から受けていない又は受けることが明らかでないこと。

- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 項第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体構成員として重複参加をしないこと。
- (6) 原則として 1 年以上の営業実績を有していること。
- (7) 同種・同規模の業務に関する実績があること。

## 6. 公募のスケジュール

- (1) 公告 令和 6 年 6 月 10 日（月）
- (2) 質問受付 令和 6 年 6 月 10 日（月）～令和 6 年 6 月 14 日（金）
  - ※ 質問の期限は 6 月 14 日（金）17 時とし、質問は別紙様式 2 により、末尾記載のメールアドレスあてにメールすること。
  - ※ 件名は「【質問】韓国市場向け情報発信及びモデルコース造成事業」とすること。
- (3) 質問の回答 令和 6 年 6 月 19 日（水）を目処に（公社）ツーリズムおおいたのホームページ（<https://www.visit-oita.jp/>）に掲載
  - ※ ただし、個別提案にかかる質問は、質問者のみにメールで回答する。
- (4) 参加申込 令和 6 年 6 月 25 日（火） 17 時まで
  - ※ 参加表明は、別紙様式 1 により、末尾記載のメールアドレスあてにメールを送付すること。
  - ※ 件名は「【参加表明】韓国市場向け情報発信及びモデルコース造成事業」とし、本文に担当者名を記載すること。
- (5) 企画提案書提出期限 令和 6 年 7 月 2 日（火） 17 時まで（必着）
  - ※ 郵送もしくは持ち込みによる提出と併せて PDF データを末尾記載のメールアドレスあてにメールすること。（送付サイズが大きい場合は、データ便可）
- (6) プレゼンテーション 令和 6 年 7 月 9 日（火）
  - ※ 実施時間は個別に通知する。
  - ※ プレゼンテーションは Web 会議システム Z o o m にて行い、持ち時間は 25 分（プレゼンテーション 15 分 + 質疑応答 10 分）とする。
  - ※ 応募者多数の場合は、事務局による書類審査を実施し、上位数社を対象としてプレゼンテーションを行う。
- (7) 結果通知 令和 6 年 7 月 16 日（火）までに通知
  - ※ メールにより通知する
- (8) 契約締結・業務開始 令和 6 年 7 月中旬予定

## 7. 提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案に関する一切の費用は各社負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) プレゼンテーションについて、応募者多数の場合は、事務局による書類審査を実施し、上位数社を対象として実施することとする。
- (3) 審査の過程で、メールや電話等でヒアリングを行い、追加資料を求める場合がある。
- (4) 提出された提案書、審査内容は公表しない。
- (5) 提出された提案書等は、必要に応じ複写ができることとする。

(6) 本企画提案の手続きで使用する言語は日本語、通貨は円とする。

## 8. 審査基準

- (1) 事業目的の理解度（SNS を活用した韓国向け情報発信の知見に優れ、事業趣旨を十分に理解した企画内容であること）
- (2) 提案内容の優良性（企画案の実施によって高い事業効果が期待される内容であること）
- (3) 業務遂行の確実性（適切な事業体制、業務スケジュール、過去実績等より実現可能な企画、運営、実施方法であると判断されること）
- (4) 見積りの妥当性（所要経費の積算は企画内容に対し妥当なものであること、または、それ以上の効果が期待できること）

## 9. 選考・決定方法

- (1) 本事業を委託する者を選定するために 3 名程度の委員からなる選定委員会を設置し、企画提案書の内容を踏まえて審査を行う。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者（共同企業体による提出の場合はその代表者）に対し電子メールにて速やかに通知する。
- (3) 審査員による採点の平均点が基準点を満たさない場合は、不採用となる場合がある。
- (4) 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議の上契約する。
- (5) 本要領に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実施段階において、予算や諸事情によって変更する場合がある。
- (6) 企画提案を採用した場合においても、連盟等と協議して進めていくものとし、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。また、契約前に詳細な協議を行い、企画の一部を変更する場合がある。
- (7) 提案者が多数の場合、書面による予備審査を行う。予備審査を実施した場合は、その結果をすべての企画提案者に E-mail にて通知する。

## 10. 書類の提出及び問い合わせ先

「3.提出書類」は、以下に担当者あてに提出すること。

また、「6.（2）質問受付」及び「6.（4）参加申込」は、下記の担当者あてに電子メールを送付すること。

（公社）ツーリズムおおいた

住所：〒870-0029 大分県大分市高砂町 2 番 50 号 OASIS ひろば 21（3F）

担当：誘致営業部 誘致営業第一課 笠置（かさぎ）

電話：097-536-6250

E-mail：oita-japan@we-love-oita.or.jp